

隠岐の島町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年6月

隠岐の島町

目 次

I はじめに.....	1
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	3
II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
II-5. 対策推進のための役割分担.....	9
II-6. 行動計画の主要6項目	11
II-7. 発生段階	12
III 各論	14
III-1. 実施体制	14
III-2. 情報提供・共有	19
III-3. まん延防止に関する措置.....	22
III-4. 予防接種	24
III-5. 医療	33
III-6. 住民生活及び地域経済の安定の確保	33
別 添 特定接種の対象となり得る業種・職務について.....	39
【用語解説】	46

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取り組みの経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年（2005 年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行った。

また、島根県においても、平成 17 年に「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の改正を行った。本町においても、平成 21 年に「隠岐の島町新型インフルエンザ対策行動計画」の策定を行った。

平成 21 年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年（2011 年）9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定す

るとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年（2012 年）4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3. 町行動計画の作成

本町は、特措法第 8 条に基づき、「隠岐の島町新型インフルエンザ等行動計画」（以下「町行動計画」という。）を作成した。町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

感染症法第 6 条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

- ・感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

感染症法第 6 条

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

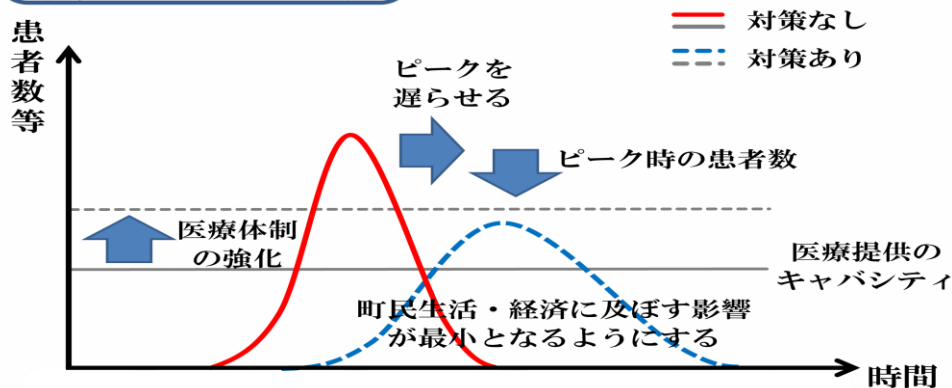
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしている。その上で、政府行動計画においては、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしている。

時期	留意点
発生前の段階	発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
世界で新型インフルエンザ等が発生した段階	世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。 新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
国内の発生当初の段階	国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られ

	<p>ている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。</p>
国内で感染が拡大した段階	<p>国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は、相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p> <p>事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が新型インフルエンザ等対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。</p>

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

本町行動計画は、以上のような、政府行動計画の考え方をふまえて作成したものである。

II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町、島根県又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、町行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、島根県新型インフルエンザ等対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4. 記録の作成・保存

町は、発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

II-4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的には、インフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定された。

- ・全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。
- ・全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。

以上をもとに、本町での被害想定を人口按分により推計すると、患者数は約 3,800 人、医療機関の受診者数は約 1,550～2,970 人、また、入院患者数は約 70～240 人、死亡者数

は約 30～80 人となる。また、1 日当たりの入院患者数は、中程度で約 20 人となり、重度の場合は約 50 人になると想定される。

- ・なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

【新型インフルエンザが発生した場合の被害想定】

区分	国	島根県	隠岐の島町
患者数	約 3,200 万人	約 18 万人	約 3,800 人
医療機関受診者数	致命率：中程度※1	約 1,300 万人	約 1,550 人
	致命率：重度※2	約 2,500 万人	約 2,970 人
入院患者数	致命率：中程度	約 53 万人	約 3,000 人
	致命率：重度	約 200 万人	約 1 万人
死亡者数	致命率：中程度	約 17 万人	約 900 人
	致命率：重度	約 64 万人	約 3,000 人
1 日当たりの最大入院患者数	致命率：中程度	約 10.1 万人	約 500 人
	致命率：重度	約 39.9 万人	約 2,000 人

※1 中程度：アジアインフルエンザ等を想定した致命率（0.53%）

※2 重度：スペインインフルエンザを想定した致命率（2%）

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は、1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

II-5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2. 島根県の役割

島根県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關する確な判断と対応が求められる。

正確な情報の提供、発生動向の把握、発生予防、治療等、流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため本庁に「島根県新型インフルエンザ等対策推進本部」及び「地区対策推進本部」を設置するとともに二次医療圏（以下、「圏域」という）においては、「地区推進会議」を設置する。

新型インフルエンザ等が発生（海外発生期）し、国が政府対策本部を設置したときには「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要に応じて「地区対策本部」を設置する。

3. 隠岐の島町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、島根県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

4. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したとき、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【指定（地方）公共機関】

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のもの、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。(特措法第2条第7項)

6. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

7. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8. 住 民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

II-6. 行動計画の主要6項目

本町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可

能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「1. 実施体制」、「2. 情報提供・共有」、「3. まん延防止に関する措置」、「4. 予防接種」、「5. 医療」、「6. 住民生活及び地域経済の安定の確保」の6項目に分けて記述する。

II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階で想定される状況と対応戦略を定める必要がある。

国は、発生段階を、未発定期、海外発定期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5段階に分類し、それぞれの段階に応じた対応を定めている。国全体での各発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げを参考にしながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が判断し公表する。

島根県は、行動計画の段階を、未発定期、海外発定期、県内未発定期、県内発生早期、国内感染期、小康期の6段階とし、各段階に応じて対策を行うこととしている。

本町においては、本町行動計画で定められた対策を国や島根県が定める段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

島根県行動計画	隠岐の島町行動計画
【未発定期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【海外発定期】 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
【県内未発定期】 国内において、新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態	【地域内未発定期】 国内において、新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県または近隣市町村において患者が発生していない状態
【県内発生早期】 島根県において、患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【地域内発生早期】 島根県または近隣市町村において、患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

<p style="text-align: center;">【県内感染期】</p> <p>島根県において、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p style="text-align: center;">※感染拡大～まん延～患者の減少</p>	<p style="text-align: center;">【地域内感染期】</p> <p>島根県または近隣市町村において、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p style="text-align: center;">※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
<p style="text-align: center;">【小康期】</p> <p style="text-align: center;">患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態</p>	

Ⅲ各論

Ⅲ-1. 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、町は、島根県及び他の市町村等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における町対策本部の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、町一体となった取り組みを推進する。

また、町においては、行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

1. 各段階における対策

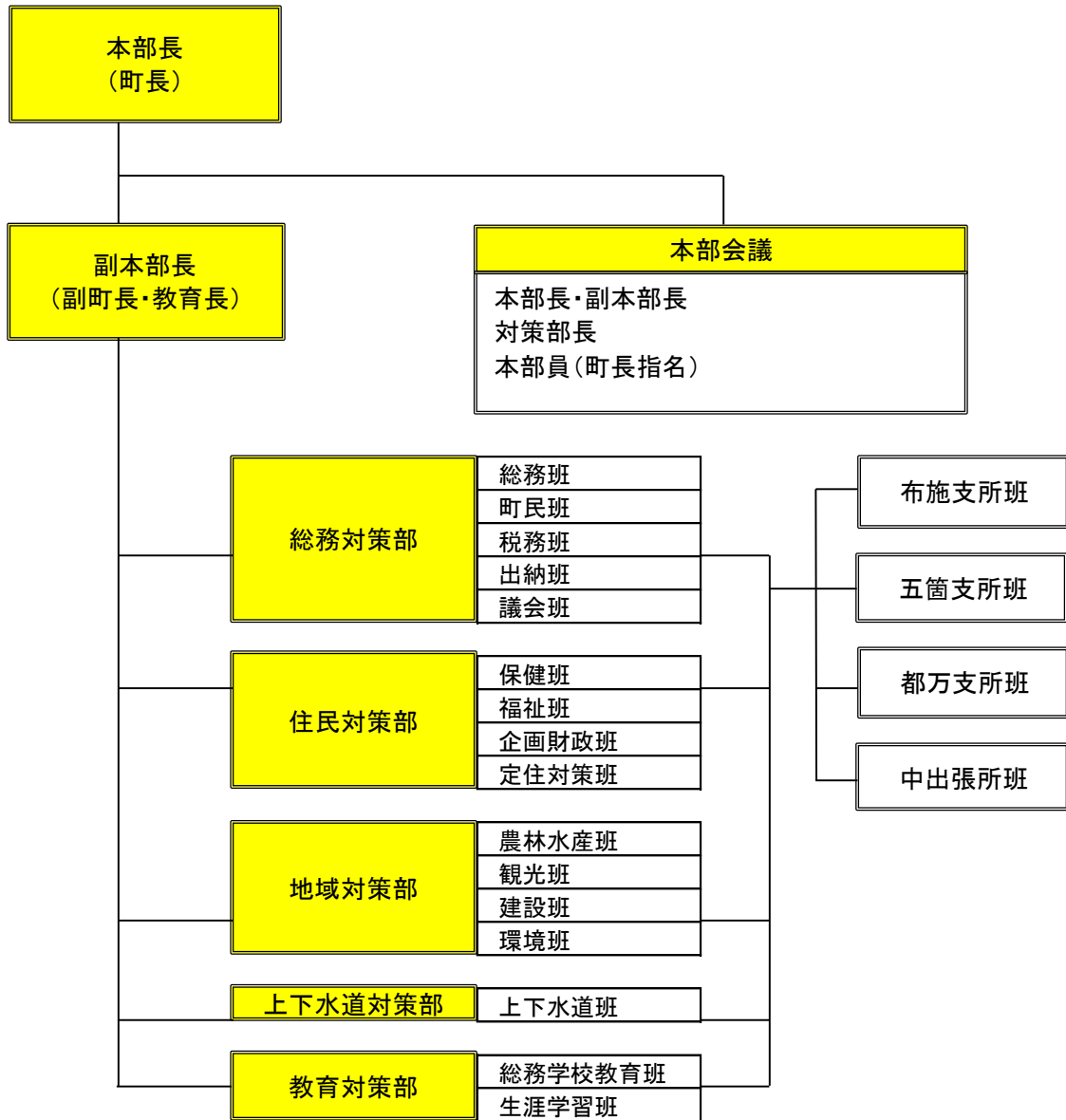
発生段階	対策等
未発生期	<p>①町行動計画等の作成</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び島根県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。 <p>②国・地方公共団体の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、島根県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
海外発生期	

地域内未発生期	○町対策本部の設置 ・町は、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。
	緊急事態宣言がされている場合の措置 ○町対策本部の設置 ・町は、島根県域において緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
地域内発生早期	○町対策本部の設置 ・町は、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。
	緊急事態宣言がされている場合の措置 ○町対策本部の設置 ・町は、島根県域において緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
地域内感染期	○町対策本部の設置 ・町は、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。
	緊急事態宣言がされている場合の措置 ○町対策本部の設置 ・町は、島根県域において緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
小康期	○町対策本部の廃止（町対策本部を設置した場合） ・町は、速やかに町対策本部を廃止する。
	緊急事態宣言がされている場合の措置 ○町対策本部の廃止 ・町は、緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

【町対策本部組織図】

隠岐の島町災害対策本部組織を準用する。

隠岐の島町対策本部組織図



《対策本部における各班（課）の役割分担》

	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等関係機関・団体等との間の情報共有に関する事 ・所管する集客施設等におけるまん延防止に関する事 ・発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事 ・職場内での予防対策及び感染防止対策の徹底に関する事 ・発生期における町業務の維持継続に関する事
総務対策部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策本部に関する事 ・広報の総括に関する事 ・報道機関への情報提供に関する事 ・業務の維持(職員の健康管理を含む)の総括に関する事 ・庁舎におけるまん延防止対策に関する事 ・自衛隊の派遣要請に関する事 ・犯罪被害防止のための情報提供に関する事
	町民班	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住外国人への情報提供に関する事
	税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・在外町民への情報提供に関する事
	出納班	<ul style="list-style-type: none"> ・出納機能の確保に関する事
	議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・部内総務班の応援に関する事
住民対策部	保健班	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策の統括に関する事 ・医療提供体制の確保に関する事 ・患者輸送体制の確保に関する事 ・新型インフルエンザ予防接種に関する事 ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関する事 ・生活衛生関係営業者に対する感染予防策の周知に関する事
	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事 ・高齢者、障がい者等の要配慮者への支援に関する事
	企画財政班 定住対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の確保のための支援に関する事 ・生活関連物資の確保のための支援、物価・流通状況監視等に関する事 ・企業活動の維持・復旧のための支援に関する事
地域対策部	農林水産班	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の維持・復旧のための支援に関する事
	観光班	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関におけるまん延防止に関する事 ・関係する集客施設等におけるまん延防止に関する事
	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための支援に関する事
	環境班	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制に関すること ・火葬体制の確保のための支援に関すること ・生活衛生関係業者に対する感染予防策の周知に関すること
上下水道部（班）	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン(水道、下水道)の機能確保に関する
教育対策部 （総務学校教育班） （生涯学習班）	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染予防・まん延防止等に関すること ・発生期における教育対策に関すること
布施支所班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること ・高齢者、障がい者等の要配慮者への支援に関すること ・各部との連絡調整に関すること
五箇支所班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること ・高齢者、障がい者等の要配慮者への支援に関すること ・各部との連絡調整に関すること
都万支所班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること ・高齢者、障がい者等の要配慮者への支援に関すること ・各部との連絡調整に関すること
中出張所班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談対応、情報提供、感染予防策の普及啓発に関すること ・高齢者、障がい者等の要配慮者への支援に関すること ・各部との連絡調整に関すること

Ⅲ－２．情報提供・共有

町は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に住民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、児童、生徒等に対しては、学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

町は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

１．各段階における対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>○体制整備等</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び島根県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。・新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、町は、国・島根県からの要請に基づいて、相談窓口を設置する準備を進める。・町は、発生前から国、島根県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。・町は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
海外発生期	<p>①相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、国・島根県からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる、相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。・町は、国・島根県からの要請に基づいて、設置した相談窓口に、一般的な問い合わせや疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

海外発生期	<p>②情報提供方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び島根県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。 ・町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対し、受取手に応じた情報提供手段を講じる。 ・町は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。
地域内未発生期／地域内発生早期／地域内感染期	<p>①相談窓口等の体制充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国・島根県からの要請に従い、国・島根県から配布される、状況の変化に応じた、国の Q&A の改訂版を受けて対応し、相談窓口等の体制の充実・強化を行う。 ・町は、国及び島根県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 <p>②情報提供方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や島根県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。 <p>【参考】</p> <p>※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは、重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 7 条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。</p> <p>※発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合は、その程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。</p>
緊急事態宣言がされている場合の措置	

小康期	<p>○相談窓口等の体制の縮小</p> <p>・町は、状況を見ながら、国・島根県からの要請に基づいて、相談窓口等の体制を縮小する。</p>	
	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	

Ⅲ－３．まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

１．各段階における対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 <p>②防疫措置、疫学調査等についての連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。
海外発生期	<p>①感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 <p>②防疫措置、疫学調査等についての連携強化</p> <ul style="list-style-type: none">・町は、国、島根県等と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。・町は、検疫所から通報があった発生国からの入国者については、必要に応じて島根県が実施する健康監視に協力する。

地域内未発生期 ／ 地域内発生早期 ／ 地域内感染期	<p>①感染拡大防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、島根県が実施する感染拡大防止策に対して協力する。 	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	
小康期		
	緊急事態宣言がされている場合の措置	

Ⅲ-4. 予防接種

1. 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

- 政府行動計画における特定接種の対象となり得る者
 - ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

- 政府行動計画における特定接種の順位
 - 登録事業者、公務員を別添のとおりとし、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることを基本とするとされている。
 - ① 医療関係者
 - ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
 - ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
 - ④ それ以外の事業者

- 危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定するとされている。

- 特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

○ 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する島根県又は隠岐の島町が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

2. 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

○ 住民接種の要領

住民接種の接種順位については、政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者について、4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

○ 接種対象者の分類

特定接種対象者以外の接種対象者は、以下の4群に分類されることを基本とする。

①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより、重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③成人・若年者

④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

○ 接種順位

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑え

ることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

〔考え方1〕重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

〔考え方2〕我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

〔考え方3〕重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- 住民の接種体制
住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。
このことから、町は、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- 留意点
危機管理事態における「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部の決定を受けて、実施する。
- 医療機関に対する要請
島根県が、予防接種を行う必要があると認めるときは、医療関係者に対して、必要な協力を要請又は指示するとされている。

1. 各段階における対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①特定接種の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。 ・特定接種のうち、町に所属する特定接種の対象となり得る地方公務員の対象者については、町が実施主体として接種を実施する。 <p>②特定接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。 ・町は、第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。 ・町は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。 ・登録事業者は、必要に応じて町を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、町は、その際に協力する。 ・町は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。 ・町は、町に所属する特定接種の対象となり得る地方公務員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

- ・町は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

③住民接種の位置づけ

- ・町が実施する住民接種の対象者は、全住民を対象とし（在留外国人を含む。）、本町の区域内に居住する者を原則とする。
- ・上記以外にも住民接種の対象者としては、本町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

④住民接種の準備

- ・町が実施する住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- ・町は、厚生労働省及び島根県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。
- ・町は、国及び島根県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・町は、町のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・町は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・町は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- ・町は、国及び島根県、医師会、関係事業者等の協力を得て、接種体制を構築する。
- ・町は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会等と連携の上、接種体制を構築する。
 - a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - b. 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）
 - c. 接種に要する器具等の確保
 - d. 接種に関する住民への周知方法
- ・町は、接種に多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。

未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、接種会場を設ける。会場については、保健所・保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。 ・町は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
海外発生期	<p>①特定接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国と連携し、町に所属する特定接種の対象となり得る地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。 <p>②特定接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
地域内未発生期／地域内発生早期	<p>①住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 ・留意点 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">【緊急事態宣言がされていない場合及び緊急事態宣言がされた場合（共通）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、接種の実施に当たり、国及び島根県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。 ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図ることが必要である。 ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。 ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。 ・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。 </div>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域内未発生期／地域内発生早期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。 ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。 ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。 ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。 <p>②住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、住民からの基本的な相談に応じる。 ・ 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としては、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。 <p>③住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域内未発生期／地域内発生早期</p>	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>①住民に対する予防接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は、地域内未発生期／地域内発生早期の項（留意点）を参照。 <p>②住民接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。 <ul style="list-style-type: none"> a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。 b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。 c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域内未発生期／地域内発生早期</p>	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。</p> <p>d.臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> a.接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。 b.ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。 c.接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。 ・町は、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域内感染期</p>	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>①住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 ・住民接種実施についての留意点は、地域内未発生期／地域内発生早期の項（留意点）を参照。 <p>②住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。 <p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は地域内未発生期／地域内発生早期の項（留意点）を参照。 ・住民接種の広報・相談については、地域内未発生期／地域内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">小康期</p>		<p>①住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。 ・住民接種実施についての留意点は、地域内未発生期／地域内発生早期の項（留意点）を参照。

小 康 期	②住民接種の有効性・安全性に係る調査 ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。	
	緊急事態宣言がされている場合の措置	○住民接種の実施 ・町は、流行の第二波に備え、国及び島根県と連携し特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 ・住民に対する予防接種実施についての留意点は、地域内未発生期／地域内発生早期の項（留意点）を参照。 ・住民接種の広報・相談については、地域内未発生期／地域内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

Ⅲ－５．医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

町は、県が行う措置等に必要な協力を行う。

Ⅲ－６．住民生活及び地域経済の安定の確保

町は、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

１．各段階における対策

発生段階	対策等
未発生期	<p>①要援護者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none">町は、地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、島根県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。町は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、町が要援護者を決める。<ul style="list-style-type: none">a.一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者b.障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者

- ・要援護者情報の収集・共有方式としては、関係機関共有方式、手上げ方式、同意方式がある。町が災害時要援護者リストの作成方法等を参考に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。
 - c.障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
 - d.その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）
 - ・町は、個人情報の活用について、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作り、必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行うなど、弾力的な運用を検討する。
 - ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、町が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。
 - ・町は、要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。
 - ・町は、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進める。
 - ・町は、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク・手袋等の備蓄を行っておく。
 - ・町は、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、町自らの業務継続計画を策定する。
- ②火葬能力等の把握**
- ・町は、島根県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、島根県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。
 - ・町は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。
 - ・町は、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について島根県が調査する場合に協力する。

未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、島根県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。 <p>③物資及び資材の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。
海外発生期	<p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国から島根県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。 ・町は、島根県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。
地域内未発生期／地域内発生早期	<p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。 ・町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び島根県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、島根県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。 なお、非透過性納体袋については、島根県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。 ・町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域内未発生期／地域内発生早期</p>	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p>	<p>①水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 <p>②生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域内感染期</p>		<p>①要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び島根県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 <p>②遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> 町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。 町は島根県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。 町は、島根県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、島根県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、島根県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

地域内感染期	緊急事態宣言がされている場合の措置	<p>①水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内未発生期／地域内発生早期の項を参照 <p>②生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、住民生活及び住民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び島根県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ・町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 ・町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び島根県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。 <p>③遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国から島根県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。 ・町は、国から島根県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。 ・町が、特定市町村となった場合において、町は、島根県（特定都道府県）が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、島根県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。 <ul style="list-style-type: none"> a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。 b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。
--------	-------------------	--

地域内感染期	緊急事態宣言がされている場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。 <p>④要援護者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国及び島根県から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。
	小康期	○要援護者対策
緊急事態宣言がされている場合の措置		<p>○新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町は、国、島根県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小又は中止する。

別 添 特定接種の対象となる業種・職務について

【用語解説】

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、国が基本的な考え方を以下のとおり整理した。

1 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業 種	型 類	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業（通所、短期入所を除く）、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医療品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、レトルト食品製造業、冷凍食品製造業、めん類製造業、処理牛乳・乳飲料製造業、（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）	農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については、同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

2 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下のとおり ・対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

「1 特定接種の登録事業者」の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

（いわゆる、A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から協力医療機関で診療する体制に切り替える。ただし、ウイルスの病原性が低いことが判明した場合には一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の

供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

○ 死亡率

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 島根県新型インフルエンザ等対策推進会議

新型インフルエンザ等対策において、島根県、市町村、医師会及び医療機関等の関係機関が連携し、地域の実情に応じた対策を推進するため、島根県が、設置する会議。

○ 島根県新型インフルエンザ等対策推進本部

新型インフルエンザ等対策において、県民に対する正確な情報の提供、発生動向の把握、発生の予防、治療などその流行状況に応じた部局横断的な連携が求められることから、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、島根県が、設置する組織。
なお、各地区に地区対策推進本部を設置する。

○ 島根県新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 22 条第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生（海外発生期）し、国が政府対策本部を設置したときに、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画で定めるところにより設置する組織。

対策本部において必要と判断した場合には、新型インフルエンザ等地区対策本部及び、石見地域新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 特定市町村

新型インフルエンザ等緊急事態宣言で、新型インフルエンザ等緊急事態措置を、実施すべき区域内にある市町村（新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第1項に、記載されている市町村）。

○ 特定都道府県

特定市町村に属する都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法第38条第1項に、記載されている都道府県）。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人

へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

改 訂 の 経 過

- 平成 27 年 3 月 隠岐の島町新型インフルエンザ等対策行動計画策定
(新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき作成)
- 平成 27 年 6 月 新型インフルエンザ等対策行動計画改訂
(新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 8 条第 8 項の規定に基づき変更。新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 第 8 条第 5 項の規定に基づく、島根県の助言内容 (平成 27 年 5 月 28 日付け防第 53 号) を反映)